

# 令和5年度海外からの高付加価値旅行者層誘致にかかる新市場調査委託業務 業務仕様書

## 1 業務の目的

アフターコロナにおけるインバウンド回復戦略では、消費額の拡大が重要視されており、とりわけ高付加価値旅行者層の誘致が重要な柱となっている。

本県においても高付加価値旅行者層の誘致は重要なテーマであり、これまでも観光コンテンツの造成や商談会への参加等に取り組んできた。

本業務は、本県及び周辺地域等を訪問している外国人旅行者の現況や、本県が持つ観光資源の特徴、海外高付加価値旅行者層への訴求力等について調査し、高付加価値旅行者層の誘致による本県への経済波及効果を効果的・効率的に最大化するためにターゲットとすべき市場とそのプロモーション手法を明らかにすることを目的とする。

## 2 契約期間

契約日から令和6年1月31日（水）まで

## 3 高付加価値旅行者層の考え方

一人あたり観光消費額の高い訪日旅行者層（高付加価値旅行者層）

※「一人あたり観光消費額の高い訪日旅行者層」とは、訪日旅行1回あたりの総消費額が1人100万円以上の旅行者を指すものとする。

## 4 市場の考え方

本業務における市場とは、国や地域による区分に限らず、年齢や性別等による属性や、アクティビティやスピリチュアルといった趣味嗜好によるものも含めることとする。

## 5 業務内容

データ分析や関係者へのヒアリング等、その他効果的であると考えられる調査方法を用いて、本県が持つ観光資源が強く訴求できる高付加価値旅行者層市場（以下、「ターゲット候補市場」という。）を把握するための調査を実施し、概ね以下の項目に沿って整理し、報告書に取りまとめること。

- (1) 三重県への外国人旅行者の現状（目的、地域、ルート、旅行形態、国籍等の属性や季節変動の特徴など）
- (2) JNTO が公表しているデータや既存の調査結果等を踏まえた、海外高付加価値旅行者層の概要（趣味嗜好、国・地域別人口等）や、誘致における日本国内の状況（他自治体との競合の状況や今後の連携可能性等）
- (3) 三重県が高付加価値旅行者層に対して強い訴求力を持つ趣味嗜好の分野やコンテンツ
- (4) 上記及び当該市場の規模や将来性、当該市場における三重県の競争力等を踏まえ、将来にわたって県内への高い経済波及効果が期待できるターゲット候補市場
- (5) ターゲット候補市場への効果的なプロモーション手法及びプロモーション実施上の課題等

(条件)

- 本調査の結果をもとに次年度以降数年にわたり、重点的にプロモーションを実施していくべき市場（ターゲット市場）を選定するため、その根拠として使用できる内容の調査報告を行うこと。
- 調査の途中経過として、令和5年10月中旬を目途に中間報告を行うこと。
- ターゲット候補市場は、優先順位をつけて3市場以上挙げること。
- 調査をする際は、企画提案書をもとに選定した趣味嗜好を踏まえ、三重県が持つ訴求力や市場の大きさ等も勘案し、国、地域による整理を行いながら、ターゲット候補市場を選定すること。
- ターゲット候補市場は、本県の持つ訴求力に加え、市場の規模や本県全体における経済波及効果、競合相手の状況や誘客に向けた連携可能相手、及び市場の将来性等も踏まえて選定すること。
- ターゲット候補市場へのプロモーション手法は、可能な限り具体的に提案すること。
- 現状で三重県が持つ観光コンテンツ等に対して、軽微な改善を行えばより強くターゲット候補市場に訴求できると考えられる点があれば、報告書に記載すること。

## 6 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書（印刷物）を2部提出すること。報告書（印刷物）とは別に、報告書及び制作した資料等の電子データも提出すること。

### (1) 報告書記載事項

- ア 上記「5 業務内容」実施した調査内容、結果
- イ その他、監督職員が指示したもの

### (2) 納品期限 令和6年1月31日（水）

### (3) 提出先 三重県観光部海外誘客課

## 7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 8 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

## 9 その他

### (1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

## (2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとする。

## (3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

## (4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

## (5) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

## (6) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重

県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

#### (7) 留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ウ 受託者がイの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

以 上